

国民体育大会参加資格についての違反事例（県・地区大会含む）

事例すべて参加資格違反になります。

※ご不明の点は、県体育協会までお問合せください。

	事 例	理 由
1	ある競技において、成年男子の選手としてブロック大会に参加したが敗退した。そのため、本大会で少年男子の監督として参加する。	「選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る」となっており、都道府県予選会、ブロック大会、本大会の段階は問いません。
2	現在大学生で実際に住んでいるのは学校所在地の東京都ですが、住民登録をしているのは長野県なので、長野県から出場する。	
3	京都府の高校を卒業して、長野県内のS大学に進学した。住民登録は京都府にあるが、生活の拠点が長野県なので、長野県から出場する。	「居住地を示す現住所」の条件は、当該大会開催年4月30日以前より本大会参加まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります。
4	長野県の高校を卒業した選手が、住民登録は大学の所在地の山梨県に有している一方、日常生活の実態は長野県にあったため、長野県から出場する。	
5	平成28年度に大学院を修了したので、第73回大会に「新卒業者」の対象と考え前回とは異なる県から出場する。	国体においては、大学院修了者、大学を中退された方、専門学校卒業については、「新卒業者」の対象としておりません。なお、第73回大会「新卒業者」の対象は平成28年度（平成28年4月1日以降、平成29年3月31日まで）に卒業された方が対象です。平成27年度に卒業された方は対象となりません。（第72回冬季大会は27年度卒が該当）
6	第68回大会にふるさと登録をして長野県から出場、しかし、第69回、第70回と不参加。第71回はふるさと登録をして出場。第72回は居住地として参加。第73回はふるさと登録をして長野県から出場する。	2大会連続不参加だったため、第71回大会は2回目のふるさと登録になります。ふるさと選手登録は、原則として1回につき2年以上連続して活用しなければなりません。1大会不参加となった場合、次回にふるさと届を提出して参加すれば、1回目の継続となります。また、72回に居住地として参加したため、2回目の権利がなくなります。（2回目のふるさと登録を活用する場合の留意点は、2大会連続不参加等があった場合は、それ以降、「ふるさと」を活用して参加ができないので注意が必要）
7	長野県の中学校を卒業して、新潟県の高校を卒業した。大学に進学して新潟県をふるさと登録して出場。4年後、長野県をふるさと登録をして長野県から出場する。	ふるさと登録は、卒業中学校又は卒業高等学校所在地のいずれか1都道府県のみ登録できるので、1度登録した都道府県は変更できません。（水泳競技は別途注意）
8	第72回国体において、他県の予選会等に出場し、長野県の予選会にも出場した。	回数を同じくする大会において、1都道府県からのみ参加ができる。複数の都道府県の大会には参加できない。